



福島医発第2521号(地)

平成26年12月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

エボラ出血熱患者等の移送に係る消防機関の協力について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省結核感染症課より日本医師会及びを通じて連絡がありました。

本通知は、国内において一類感染症であるエボラ出血熱患者等（エボラ出血熱患者及び疑似症を呈する者）が発生した場合、保健所又は都道府県衛生主管部（局）（保健所設置市衛生主管部（局）を含む。）は、常時、エボラ出血熱患者等の移送を行うことができる基本的な体制を確保する必要があることから、厚生労働省より総務省消防庁に対して保健所等が行う移送について協力要請がなされ、消防機関による協力が得られることとなった旨報告するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

平成26年12月2日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

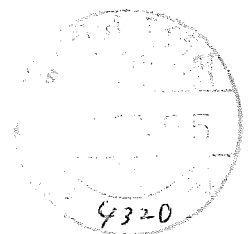
エボラ出血熱患者等の移送に係る消防機関の協力について

感染症法の規定により、一類感染症患者又は疑似症を呈する者が発生した場合、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長は、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関へ移送することとされております。

一類感染症であるエボラ出血熱については、国内のどの地域でエボラ出血熱患者等(エボラ出血熱患者又は疑似症を呈する者)が発生した場合においても、保健所又は都道府県衛生主管部(局)(保健所設置市衛生主管部(局)を含む)は、常時、エボラ出血熱患者等の移送を行うことができる基本的な体制を確保する必要があることから、エボラ出血熱患者等の移送について、消防機関の協力を得られることとなり、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等衛生主管部(局)長に対し別添の通知がなされました。

また、本通知では、消防機関との事前の協定等の締結が必要となるなどの諸条件に留意するよう求めています。

つきましては、本件についてご了知いただき、郡市区医師会等への情報提供について高配のほどお願い申し上げます。



健感発 1128 第 1 号
平成 26 年 11 月 28 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部(局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

エボラ出血熱患者等の移送に係る消防機関の協力について

エボラ出血熱は、現在、西アフリカを中心に流行が続いており、政府一丸となってその対策に取り組んでいるところです。

国内において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症患者又は疑似症を呈する者が発生した場合、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長は、同法第21条の規定により、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関へ移送することとされており、この事務は保健所において実施されることとしています。したがって、国内のどの地域でエボラ出血熱患者等（エボラ出血熱患者又は疑似症を呈する者）が発生した場合においても、保健所又は都道府県衛生主管部（局）（保健所設置市衛生主管部（局）を含む。）は、常時、エボラ出血熱患者等の移送を行うことができる基本的な体制を確保する必要があります。

今般、エボラ出血熱患者等の移送について、別紙のとおり消防機関の協力を得られることとなりましたので、了知いただくとともに消防機関との事前の協定等の締結が必要となるなどの諸条件に留意願います。

なお、別紙の文書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。

平成26年11月28日

総務省
厚生労働省

エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について

西アフリカを中心に流行が続いているエボラ出血熱の対策については、内閣総理大臣が主宰する関係閣僚会議を中心として、政府一丸となって取り組んでいるところである。

国内においてエボラ出血熱の患者（疑似症を含む。以下同じ。）が発生した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第21条の規定により、都道府県知事等が特定又は第一種感染症指定医療機関へ移送を行うこととなっており、都道府県知事等は、国内のどの地域でエボラ出血熱の患者が発生した場合でも、常時保健所又は都道府県衛生主管部（局）（保健所設置市衛生主管部（局）を含む。以下「保健所等」という。）が移送を行うことのできる基本的な体制を確保する責務を有している。このため、厚生労働省においては、保健所等が移送を行うに当たって必要な車両・資器材の調達等について支援しているところであるが、現時点の実情としては、移送体制がまだ十分に整っていない地域があり、早急に全国各地域において移送体制を確保していく必要がある。

このような中で、厚生労働省から総務省消防庁に対して保健所等が行う移送について消防機関による協力の要請があったことから、今般、総務省と厚生労働省は、保健所等に対する消防機関の協力のあり方について協議を行い、下記のとおりその内容を定めることとする。

記

1 消防機関が移送に協力を行う基本的なケースについて

消防機関は、以下の2つの場合について、保健所等と事前に協定等を締結した上で協力を行うものとする。

- ① 保健所等において移送に係る車両・資器材を調達し、実際に移送を行うことができる基本的な移送体制は整備されているが、同一保健所管内で同時に複数のエボラ出血熱患者が発生するなど、保健所等の移送能力を超える事態が生じた場合において、当該保健所等の移送能力を超える部分の移送について、消防機関に協力の要請があった場合
- ② 保健所等において移送に係る車両・資器材を調達し、実際に移送を行うことができる基本的な移送体制の整備が行われるまでの間、暫定的に移送への協力の要請があった場合（なお、地域の実情によっては、基本的な移送体制の整備に当たって、保健所等において移送に係る車両・資器材を調達した上で、車両の運行為等について消防機関が協力する形で行う場合には、恒常的に協力することも差し支えないものとする。）

2 消防機関が移送に協力を行う条件について

消防機関が移送に協力を行うに当たっては、保健所等が以下の事項を実施することを基本とした上で、消防機関は、当該消防機関の人員体制、救急出動の状況等を踏まえ、可能な限り移送について協力を行うものとする。なお、消防機関の行う協力業務の内容については、両者による協定等の中で可能な限り明らかにするものとする。

- ・ 保健所等は、移送の実施の決定及び入院医療機関の選定を行うこと。
- ・ 保健所等は、その責任において移送車両に医師を同乗させること等により、患者及び移送に当たる職員を医学的管理下に置いた上で移送を行うこと。
- ・ 保健所等は、移送が終了した後の移送に当たった職員等の健康管理、車両の消毒及び廃棄物の処理を行うこと。
- ・ 保健所等は、原則として、移送に係る費用負担を行うこと。
- ・ 保健所等は、上記1②により暫定的に消防機関に協力を要請する場合には、いつまでに移送体制を整備するのか、その予定を明示すること。

3 消防機関と保健所等との間の協定等の締結について

消防機関が移送に協力を行うに当たっては、保健所等が中心となって開催する協議会等の場を活用し、協定等を事前に締結することとする。その際、消防機関と保健所の管轄区域は一致しない場合も多いことから、それぞれ、管轄区域の実情に応じて、各消防機関及び保健所ごとに、又は一の消防機関及び一の保健所を超える広域的な単位で行って差し支えないものとする。

また、当該協定等には、上記2に掲げる条件の明記を必須事項とした上で、必要に応じて、具体的な相互の連絡体制等、細目を定めるものとする。